

# 緑小 学校だより

心が熱くなる、そんな感動を共有したい

校長 東峰 秀樹

「沙羅～！！」

2018年冬季五輪平昌大会のジャンプ女子。高梨沙羅選手が銅メダルを確定した瞬間、真っ先に彼女の名前を呼びながら抱きついて祝福する選手の姿がありました。先輩であり、よきライバルである同じジャンパーの伊藤有希選手です。自身も選手として出場するも9位に終わり、胸の中は無念の思いが広がっているはずなのに、同郷の後輩の健闘を称える姿は、その時の映像を何度観ても、何度この声を聞いても、涙が止まらなくなるのです。

8年後—2026年ミラノ・コルティナ五輪。混合団体で初の銅メダルに輝いた日本チームメンバーに高梨沙羅選手がいました。実は、前回の北京大会では金メダル候補に挙げられながら高梨選手のスーツ規定違反によりメダルに届かなかった経緯があります。打ちひしがれる高梨選手に寄り添い励まし続けていたのは、同じ団体メンバーだった伊藤選手でした。

その時の挫折を乗り越えてメダルを手にした高梨選手に、「おめでとう！」と声をかけ泣きながら抱きしめたのは、やはり伊藤選手でした。前回の雪辱を晴らしたい、その思いは高梨選手と同じ、またはそれ以上に強いはず。今回は団体メンバーから漏れ、悔しさもありながら、自分のことのように喜び涙する…なんて素敵な美しい心だろう…またもや涙で映像がかすんでいきました。

ミラノ・コルティナ五輪女子ラージヒル終了後のインタビューで、「日本のチーム力を上げたいと思って行動してきた」と話した伊藤選手。チームを牽引する立場として、自分が果たすべき役割を十二分に理解し、ジャンプに打ち込み、チームジャパンの仲間に心を砕き、そのすべてに心血を注いできたからこそ、あの振る舞いができるのだと得心しました。

さて、6月13日(土)は緑小学校の大運動会が開催されます。今年も各学年、徒競走・団体種目・2学年合同の表現と3種目に挑戦します。今年は徒競走の順位付けも復活させましたので、個人・団体とも勝利を目指した真剣勝負が展開されるものと期待しております。

個人競技では相手に勝つ、己に克つことを目指して全力疾走する姿が、団体競技ではクラス全員の知力・体力・技術を結集して挑む姿が、そして表現では最高のパフォーマンスを披露すべく一つ一つの動きに心を込める姿が見られるのではと思います。

その中で…目標に向かい気持ちの入った仲間の頑張りを後押ししたい、励ませたい、支えたい…学級の一員として、緑小の仲間として…。沸き起こる一人一人の感情が渦となり、熱量となってグラウンドが包み込まれたとき、そこには大きな感動が生まれるはずで。

頑張っ手にした勝利の喜びはひとしおでしょう。しかし、目標とした「勝利」に届かずとも全力を出し切った、自分のことのように仲間の頑張りを応援した、喜び合ったあるいは悔しがった…そんな経験は勝利を得たと同様の感動・喜びをもたらす、さらに高みを目指す糧となるに違いありません。

伊藤選手は言います。「メダルは取れなかったけど、私のこれまでの経験と関ったすべての人は、金メダル以上に大切だと感じた。」と。

運動会を通して、すべての子どもたちの高めた力と磨き上げられた心が金メダル級の輝きを放つことを、その姿に胸を熱くし、多くの感動を保護者・地域の皆様と共有できることを心から願っています。

【今年度の運動会について】

<開催日時>

○令和8年6月13日(土)

- ・児童登校 8：10まで
- ・開会式 8：30
- ・閉会式 11：40(予定)

※13日に予定どおり実施した場合、15日(月)は振替休業となります。

<雨天の場合の対応>

○13日(土)が雨天の場合

- ・13日(土) 週休日
- ・14日(日) **運動会開催**
- ・15日(月) 振替休業

○13日(土)、14日(日)のどちらも雨天の場合

- ・13日(土) 週休日
- ・14日(日) 週休日
- ・15日(月) 5時間授業(弁当)
- ・20日(土) 運動会開催

※この場合の振替休業は改めてお知らせします。

※雨天延期となる場合は、当日朝6：30頃までに「tetoru」連絡網でお知らせします。

【放課後の交通安全およびマナーについて】

地域の方から、子どもたちが放課後の公園で大声を出して騒いだり、横断歩道を自転車に乗ったまま渡ったり、車道を勢いよく走り抜けたりしているという声が寄せられています。子どもたちの命を守るため、ご家庭でも交通安全や放課後の過ごし方について、お話しください。また、このような行爲を見た場合は、子どもたちに声かけをしていただくと、幸いです。学校、地域、家庭が一体となって子どもたちを見守っていきましょう。

【安心・安全な学校づくりの推進について】

子どもたちが安心して登校できるよう、日頃の様子やいじめアンケートをもとに、いじめのない学校づくりを推進しております。本校の「いじめ防止基本方針」、および「警察との連携したいじめ問題の対応」について取りまとめましたので、別添にてご報告いたします。

【5月の行事から】

<1年生を迎える会>

5月8日(金)に全校児童が集まり、「1年生を迎える会」を開催しました。児童会が立派に進行を務める中、各学年が学校生活や先生についてクイズを交えて楽しく紹介し、最後には1年生から歌の発表がありました。温かい雰囲気にもまれ、全校で素敵な時間を過ごすことができました。

<遠足>

5月15日(金)、1～4年生の児童が遠足に行ってきました。当日は曇り空で少し肌寒さを感じる天候でしたが、子どもたちはそれぞれの目的地で元気いっぱい活動していました。「お弁当が美味しかった!」「みんなで遊べて楽しかった!」といった嬉しそうな声がたくさん聞こえてきました。朝早くからの心のこもったお弁当の準備など、ご家庭でのご協力に心より感謝申し上げます。

【6月の主な予定】

- 1日(月) 運動会特別日課開始
- 3日(水) 出前授業(4年)  
PTAレク給食試食会担当者会議
- 4日(木) 児童係打ち合わせ  
PTA花壇整備作業 ※雨天：5日
- 12日(金) 運動会前日作業
- 13日(土) 運動会 ※雨天時：14日
- 14日(日) 運動会予備日
- 15日(月) 運動会振替休業日  
**※13、14日両日とも中止の場合は、登校日**
- 16日(火) 交通安全映画教室(5・6年)
- 17日(水) 水泳学習  
(1・3・5・6年・ひまわり)  
PTAサークル読み聞かせ 中休み
- 18日(木) 耳鼻科検診(1・4年)  
児童会
- 22日(月) 水泳学習  
(1・2・4・5年・ひまわり)
- 25日(木) クラブ  
卒業アルバム写真撮影

# 苫小牧市立緑小学校「学校いじめ防止基本方針」

## 1 はじめに

いじめは、決して許される行為ではない。いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめの問題の解決に当たっては、未然防止、早期発見及び早期対応が重要である。

また、こうした取組を進めるに当たっては、学校、保護者及び地域がいじめの対応の基本姿勢を共有し、密接な連携のもと、組織的な対応を図るよう改めて体制の整備を行わなければならない。更に、これまで起こったいじめ重大事態を教訓に、社会全体としていじめの防止に向けた新たな考え方で対策を講じる必要がある。

### (1) いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。

### (2) 学校及び教職員の責務

いじめがなく、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や地域との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見・早期対応に取り組む。

## 2 いじめの防止等の基本的な考え方

(1) 児童が心豊かに生活できる環境づくりに努める。

(2) いじめの防止に取り組む組織を設置し、未然防止、早期発見・早期対応を組織的に推進する。

(3) アンケート調査と連動した定期的な教育相談を実施するなどして児童一人ひとりの実態の把握に努める。

(4) 児童がいじめの問題を主体的に捉え、その防止に向けて行動するよう指導する。

(5) 校区の小・中学校や保護者、地域と連携を図り、いじめの防止に関する取組を地域ぐるみで展開する。

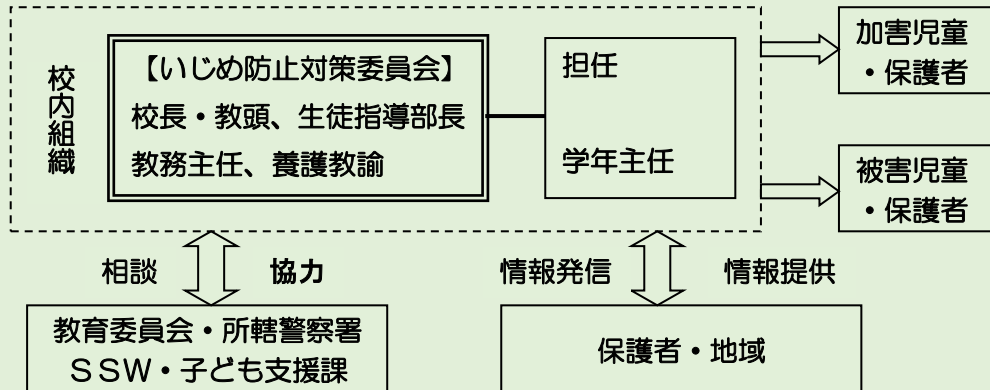
(6) 本方針及び具体的な対策等については、学校ホームページや学校便り等で情報発信し、いじめの防止の啓発に努める。

## 3 いじめの未然防止・早期発見・早期対応のための取組

### (1) いじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次のとおり「いじめ防止対策委員会」を設置する。

## ① 構成員



## ② 活動

- (ア) いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）。
- (イ) いじめの防止に関すること。
- (ウ) 認知したいじめの事案の対応に関すること。
- (エ) いじめの問題に係る児童理解に関すること。

## ③ 開催

- (ア) 月1回を定例会とする。
  - (イ) いじめの事案が発生したときは、臨時に開催とする。
  - (ウ) いじめアンケート実施後に開催する。
- (2) いじめの防止のための定期的なアンケート調査等の実施
- (3) いじめの相談体制の整備
- ①定期的な教育相談の設定
  - ②スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの活用
  - ③いじめ相談電話等の公共相談機関の周知
- (4) いじめの防止等に係る教職員の資質向上
- いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの問題の対応に向けた教職員のスキルアップを図る。
- (5) インターネットを通じて行われるいじめに関する対応
- 児童及び保護者を対象にフィルタリング教室や情報モラル研修会等を行う。
- (6) いじめ（事案）の具体的な対応
- ①いじめに関する相談を受けた場合、またはアンケート調査等で疑わしき事案がある場合は、速やかに事実の確認を行う。
  - ②いじめの事実が確認された（認知された）場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するために、いじめを受けた児童とその保護者に対する配慮・支援とともに、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

- ③いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、いじめを行った児童をその保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ④いじめの事案が確認された場合、いじめを受けた児童の保護者及びいじめを行った児童の保護者に事実経過等に関する情報を速やかに伝えるとともに、両者の関係改善に向けて、継続的に必要な措置を講ずる。
- ⑤犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、苫小牧市教育委員会及び苫小牧警察署等と連携して対処する。

#### (7) 重大事案への対処

児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときや相当の期間（年間30日を目安とするが、本人の状況・実態に応じて判断する）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、次の対処を行う。

- ①重大事態が発生した旨を、苫小牧市教育委員会に速やかに報告する。
- ②当該事態の調査を行うための組織の設置について苫小牧市教育委員会から指示を受ける。
- ③当該事態の調査の実施は、事実と向き合い、当該事態への対処とともに、同種の事態の発生防止を図ることを目的として行う。
- ④調査結果については、いじめを受けた児童（生徒）及びその保護者に対して、事実経過等に関する情報を適切に提供する。ただし、これらの情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- ⑤調査結果は、苫小牧市教育委員会を通じて、苫小牧市長に報告する。

#### 4 学校いじめ基本方針の評価等について

- (1) 本方針に基づき、次のことについての年間計画を作成する。
  - ①校内研修の取組
  - ②いじめへの対応に係る教職員の資質向上の取組
  - ③いじめの早期発見・いじめの対処に関する取組
- (2) いじめの防止に関する取組の徹底を図るためにチェックリストを作成して全教職員で取り組む。
- (3) PDCAサイクルに基づいた検証を学校評価及び学校関係者評価と関連付けて行う。

# 警察と連携した「いじめ問題」への対応

北海道教育委員会 令和 8年(2026年)5 月

学校で犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為が発生した際の対応について、お知らせします。各学校では、いじめ防止対策推進法に基づいて「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の取組を進めています。

学校で、いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為が発生した際には、被害を受けた児童生徒の命や安全を守ることを最優先に対応するために、関係法令に基づいて、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。

警察と連携したいじめ問題への対応について、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

## [参考]いじめ防止対策推進法第 23 条第6項～いじめに対する措置～

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

## □学校が警察に相談・通報し、適切な援助を求める具体例

該当し得る犯罪	具体例
<b>暴行</b> (刑法第 208 条)	○ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。 ○無理やりズボンを脱がす。
<b>傷害</b> (刑法第 204 条)	○感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてケガをさせる。
<b>強制わいせつ</b> (刑法第 176 条)	○断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
<b>恐喝</b> (刑法第 249 条)	○断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ○断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。
<b>窃盗</b> (刑法第 235 条)	○靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ○財布から現金を盗む。
<b>器物損壊等</b> (刑法第 261 号)	○自転車を壊す。 ○制服をカッターで切り裂く。
<b>強要</b> (刑法第 223 条)	○度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。
<b>脅迫</b> (刑法第 222 条)	○本人の裸など、が写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
<b>名誉毀損、侮辱</b> (刑法第 230 条) (刑法第 231 条)	○特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工など、と悪口を書く。

## 該当し得る犯罪

## 具体例

### 自殺関与

(刑法第 202 条)

○同級生に対して「死ぬ」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。

### 児童ポルノ提供等

(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律 7 条)

○同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿など、の写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。

○同級生の裸の写真・動画を友達|人に送信して提供する。

○同級生の裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信して多数の者に提供する。

○友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。

### 私事性的画像記録提供 (リベンジポルノ)

(私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第 3 条)

○元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

## □学校での被害児童生徒への支援、加害児童生徒への指導等

学校は、警察に相談・通報した後も、次のとおり、児童生徒に必要な支援や指導を行います。

### 被害児童生徒への支援

- 被害を受けた児童生徒を徹底して守り抜くとの意識の下、児童生徒に寄り添える体制を構築します。
- スクールカウンセラーを始め、医療機関等と連携し、傷ついた心のケアを行います。
- 児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保します。

### 加害児童生徒への指導・支援

- いじめを行う背景を状況確認し、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導・対応を行い、自らの行為を反省させる指導・対応を行います。
- 特別な配慮を必要とする場合、スクールカウンセラーや専門機関等と連携して適切な指導や支援を行います。

### [家庭との連携について]

- 学校は、被害・加害の双方の保護者に、いじめの事実や本校での支援・指導などについて、丁寧に説明します。
- 特に、SNS やオンラインゲーム等のインターネット上でのいじめについては、スマートフォン等の契約者である保護者の協力が必要です。

□苫小牧市立緑小学校のいじめ問題に関する相談窓口は、教頭です。また、相談しやすい教職員にも、遠慮せずご相談ください。

□学校は、いじめに関する相談は、全て「いじめ防止対策委員会」で情報共有し、速やかに対応します。連絡先 32-6501 (緑小学校)